



它山石初編

利

5
31
3



名山石物編卷之三

源明
多

高麗

平城道... 天... 山... 石... 物... 編... 卷... 之... 三...
[Faint vertical text within a blue border]

[Faint red seal]

門 1 晉 5
跡 31
卷 3



它山石初編冊之三

高麗

平敬道が天扶園隨筆に云、伊藤長胤が秉燭譚小高麗
文字とカウライとよむと更代非しカウライと有。
印本おとろれと省さ其後平維章和學辨と著る東涯
たり寫本の者に見ゆ高麗とカウライと讀字書と考るにのあまと云あ
れ長胤が和學に疎れ更とのとせび稱美
せしといふに按ずるに禁中方の名目抄に高麗本音ハ。

多直

源輝



它山石初編

冊の三

一

リ。名目ライと有。是はつてつてなるべし。日本有職方に
て讀くや有と思ふをうべ。中華にも有るが假令
曲逆候キリシタキカウコウグウカウと讀。宋の宣徳郎と宣徳門の名は
犯する故に改めてセンコウラウと讀しなむ。此日本に
讀くや同じ。隋の煬帝をヤウダイとよむ。釋日本紀
に見えたるも。禁中にて佛經を讀誦するにも。仁王般若經
なり。生火とつて文字をセイズ四諦をスウダイとよむ。
者ミヤウと云。

輝星按に麗乃字レイとよむもライと讀むりも後にも
論議ロウギをみるに糸と云。今數君子の顔と云ら

免ていさうし。其冒繁をほざるゆなれむ。つに其
正義をゆべし。先づ麗の字も。唐韻集韻韻會とつに
郎計切。正韻ハカ零切。共に零の韻の來母の去聲。此四
等の字にして。本音離ライなる。漢音レイ。吳音ライ。又國名の
時をも轉じて。唐韻を呂支切。集韻韻會を鄰知切。共に支
の韻。來母平聲の三等の字にして。本音離ライなる。漢音吳音
共よりなり。さば東涯維章が説是なるがゆなれども。
元來齊と支とを通韻とて麗の字國名の時。平聲に轉
するがゆなれども。やそり漢音レイ。吳音ライと讀くを
はるなり。又証拠も。麗の字國名轉音の時も。正韻を鄰

溪切。集韻を憐題切たり。是共に齊の韻。来母平聲四等聲の
 字少あり。故に齊と支とれ通韻なるを証すべし。元來字
 音に。一字假字の音有るをなきものなり。頭字を父字と。音
 と。ひびき字を母と。韻と。これ天地陰陽父母音韻の
 自然の義なり。然れども皇國字音の呼口つまるたる文字も
 一字のよの音とほれども。決して一字がふりて。音のよ
 て韻なきものなり。一字のよめくも。支脂の韻中に衰
 韻に。しきと。一字のよめくも。支脂の韻中に衰
 羸綏。澹。濁。有。微。未。の韻中に。刈。心。非。歸。威。穢。有。虞。模。の
 韻中に。株。朱。侯。有。歌。麻。の韻中に。科。和。訛。有。皆。二。字。假。字

して音韻具一たり。なれども國音の呼口打聞の耳
 して。つまるる一字假字の字音のめくになれり。あま。す。つ
 ち。ま。た。る。と。ふ。鬼。軌。癸。季。の。軌。井。の。つ。ま。り。て。キ。少。な
 り。悲。波。彼。鄙。の。軌。井。の。つ。ま。り。て。ヒ。少。な。り。威。畏。尉。の。軌
 ウ。井。の。は。ま。り。て。井。少。な。り。怒。ツ。オ。の。つ。ま。り。て。ト。少。な。り。苦
 ク。オ。の。は。ま。り。て。コ。少。な。り。波。フ。ワ。の。は。ま。り。て。ハ。少。な。り。采。ツ
 フ。の。は。ま。り。て。タ。少。な。り。裸。ル。ワ。の。は。ま。り。て。ラ。少。な。り。行。ル。ル
 軌。少。れ。あり。皇國乃上古彼邦の文字つりて。よ。も。ほ。ち
 四聲呼口等。正しくありしに。次第より。旋肆に。あ
 る。を。思。え。て。文。字。の。博。士。等。字。音。の。四。聲。を。正。しく。考

よしく云の條令教者しる國史に見ゆ中古に至るまで
と遂に其傳を取失ひて徒に字彙の假字を見り音韻
の差別なく一口ふ呼ばぬ故に寵子ヨ子鳥子ヤウ牒テフ從
シヨ子昭シヤウ升シヨウ妾セフ侯コウ公コナ江カウ荒クワ子等
乃字音皆一呼口に混雜したるゆゑ故に上古より引假
字の入聲の字ハ混ぜざる中に葉をセツ揖をイツ攝をセツ合
をカツ甲をカツ急をキツ太をリツ法をハツなむつを引假
字をつたうなほに改められしむこれ皆四聲呼口を正して
耳に少すむがぬれ固なき今其本我知しはく讀くせな
る名目ありあどつるゆゑおるなり畢竟する所也

平敬道も平維章も東涯も名目抄の作者も字学に暗く音
学に疎き故に此の如き冗論に及ぶるゆゑ殊に平敬
道が引証文中の曲逆侯をコウクウカウと讀くゆゑ誤り重
疾て尤の韻の字よりコウの假字なり又王拯が夔翼詒
謀録を閲せむ今止宣都郎替止宣德郎政和四年九月
詔宣德郎宣德門名相犯可改爲宣都郎見任人不別給
但改稱呼と見ゆはセムトラウと改稱せしむセムコウ
ラウと記されたるハ誤れりなり固より字義字音字画の
学に暗きゆゑはひく皇國はふとつて彼方ふも漢
の代より以後も十と七八と謾錯を或概綱と善工利器

ふ述つれどもちりて畧す。

笏

富家語抄云。笏を櫛の木とす。飛騨國の佐山の木を用ゆ
る也。又ていへば。又て不具羅。此ふくろの木。字知れん。故
ふ假字。して万葉字に當る也。山科。亦も脹木。とす。其傳
のくろふも。然れども。亦に於て。傳へて。表向の文書に見え
ざる故に。先てゆはせぬ。然れども。山家。の傳。亦も。夏
山雜談。ふて。笏。を板目。とす。ゆり。て。す。其。月。と。申。い。さ。は
る。お。な。ま。古。此。寶物。の。笏。を。皆。板目。と。ま。り。て。逸。叟。老師。云。く
此。笏。の。字。を。韻書。にて。考。は。に。呼。骨。切。没。の。韻。音。忽。と。ま。り。て。此。漢

音ハコツ。其音。コ子。を。何。と。し。と。シ。ヤ。シ。と。の。音。有。り。ふ。し
さ。る。成。笏。と。稱。し。五。分。の。八。寸。長。さ。此。一。尺。有。に。此。も。其。本
音。の。コツ。と。骸骨。の。骨。と。音。が。似。て。或。は。忌。避。て。之。を。ふ。り。な。ま。り。
且。これ。の。ふ。と。ん。薬料。の。滑石。の。滑。も。コツ。ク。ツ。兩。音。た。れ。ども。一
ク。ツ。と。唱。る。ゆ。も。生活。の。活。入。音。に。取。ま。た。る。なり。其。他。礼。記。周
礼。儀。禮。檀。弓。獨。參。湯。ふ。の。類。皆。皇。國。の。讀。例。あり。故。に。藥
劑。中。に。枳。壳。枳。實。と。奇。る。本。音。と。も。醫。藥。乃。ゆ。り。て。殊。に。外
の。音。を。忌。り。な。る。に。強。に。枳。壳。枳。實。と。呼。ぶ。村。学。究。も。有。り。柴
胡。と。字。を。改。めて。苳。胡。に。化。れ。り。初。め。此。の。字。を。未。だ。の。時。と。し
鉏。佳。切。音。柴。と。な。れ。り。亦。も。す。べ。と。字。音。に。く。く。字。学。に。い。は。す

尚書大傳に。歳止夕。月止夕。日止夕。臘を歳夕。晦を月夕。日入を日夕。仲殊望夕の詩。ふて用ひ難し。

詩體

又少年輩の記文に。五七言の絶句律詩。ふり。五古七古。五絶。七絶。五律。七律。記なる印行の。其後見ざる。其人の意も。これ頗る。簡古の文作なりと思へる。ふらんが。彼方の文作も。は。七律と。ふり。律詩七首の。五古と。ふり。古詩五首の。ふり。其意大まに。違ふ。ふり。

船上

我邦の人彼方より載せしもの。すく。船載船上。船來なり。稱は。是は。よは。後。に。彼邦の書に。船上と。有る。これ。不。可。譯。して。ワタリ。を。和。讀。せる。者。有る。これ。浮。りの。具。なり。ゆ。り。な。り。船。上。と。して。彼。邦。の。地。名。なり。酉。陽。雜。俎。曰。那。伽。花。狀。如。三。春。无。葉。花。色。白。心。黄。六。瓣。出。船。上。と。あり。

紫の朱を奪ふ

上古乃紫色。乃ち朱色の濃き者なり。は。世の絳色。緋色。あり。稱。さ。ふ。り。皆。上。古。の。紫。色。なり。今。の。世。に。圖。画。す。亦。の。梵。僧。達。磨。の。通。肩。に。被。たる。絳。色。衣。を。即。ち。梁。の。武。帝。の。贈。り。たる。紫。衣。なり。又。天。武。天。皇。の。御。時。に。粟。田。朝。臣。眞。人。が。遣。唐。使。た

る。子國史に見え、乃ち唐の則天皇后の時より此紫栗田
 朝臣正四位下にて濃緋袍ありと唐書に紫袍を著る
 記せり。此唐の世より濃緋色を紫とせり。又方以
 智の通雅より後世黻紫北紫油紫重紫なりと名見えり。
 真の紫と古へはちり。累赤而殷者と云へり。今は方の真紅と
 了色。即ち孔子の時の紫色あり。又今の青色に紅を重祢
 たり。此葵子花色の妖艶なりと紫と紛するを通雅より宋
 の仁宗の時京師紫を染るに其色を變じ重光染る青と作
 し徐く紫艸と云へ加染にこれを油紫と云へるはなり。又
 朱と紫と古へは其色お似同きを云へり。孔夫子の朱を奪ふは

歎けり。又紅紫を以て襲の服を為さしと云へり。又正字通
 に古之朱汁染之紫。与朱實相類。今之淺紫是也。其紫近
 絳謂之北紫。以月色或藍為初染地。加以紅花成之。惡奪
 朱者。謂淺紫色艷也。六書故曰。宋仁宗時有紫帕。為油所
 漬。其色竊玄。因命染人。故而為之。謂之油紫。今四品以上
 朝服用之。其染之。以紫艸。色近玄。昔止紫近絳。亂朱者。北
 紫也。と記せり。又紅を從文に帛赤白色と云へり。字彙小
 は赤色と云へり。親名も色似絳者也と云へり。朱子の説は
 赤白を合して紅を成はると見え。通雅も紅色赤而白。此
 則謂今之水紅耳。と云へり。さすれば紅と云へり。今の桃花色なり。

朱くすてすべて何れも此總名より赤の濃を紫とす
すきを紅とすろほをす

丹田

丹田と心主の安在所をいふの名なり心と火意に氣を以て
丹田と丹とをいふ名なり人身中に丹田と
ふ不三あま世入止一所をいふ二所をいふ黄庭經
の註に兩眉の間を上丹田と心と絳宮田と臍下三寸
を下丹田といふ何れも絳宮田といふ名なり
丹田のひやま

呬字

民俗乃嬰兒を弄調の戲に己身を隠してかくるや
も現れ出るといふことなり即ち呬字の義なり
呬字の註に云和韻切音獲隱身忽出驚人聲也といふ

い

蔥乃和訓とまかり一字の訓なりぬに又一文字と呼ぶ蔥
と根をいふをいふ根をいふに根ふをいふ
蔥の柔嫩を分ると分蔥といふ列を列蔥といふ長
と頂きた寶珠形の實をいふ蔥寶珠の模範とせむ

二絃

皇國俗間も流行す三絃といふものなり遠くも

琉球國より傳へ来るもの。藝手は、よく鄭聲を興起す。不
の淫器あり。諸越は、行ふと、此ざるは、也。是は、不、嘗て正字
通飲字の註に、樂律有聲飲、以聲相轉而合也。梁武帝自制
四器、名曰通。再通施三絃、因以通聲、隨聲酌其清濁高下
也。と、何れ、此は、三絃の趣きに似たり。なるものあり。

を、此、何、い

漢書外戚傳曰、房与宮對食、應劭註云、宮人自相与爲夫
婦、名對食、房と宮と二人の名と、何、對食の字、あり。

食閣

揚子方言曰、食閣、勸也。南楚凡已不欲喜、而房人說止、不

欲怒、而房人怒之、謂之食閣。これ、此俗の諺に、徃生す、め、
ふ、に、適當せ、なり。

壺

壺、苦本切。音、爾雅、宮中、術謂之壺。廣雅、居也。詩、大雅云、
室家止壺。皇明世法錄曰、宮壺、皇后所居也。これ、の諸義
を、あ、る、を、觀、我邦の桐壺、藤壺、梅壺、梨壺、の稱、
を、あ、る、を、宮中后妃の居、の、房室の名、を、さ、
ば、相、い、は、な、る、が、い、ま、り、の、つ、が、は、ら、の、つ、が、は、ら、の、
畧、傳、あり、つ、は、と、坪、の、字、の、義、居、の、根、を、も、つ、が、は、ら、の、
根、の、認、う、て、居、る、の、義、を、坪、の、字、に、居、る、と、い、ふ、乃、認

あり。此を壺の字にして壺の字を成すあり。又壺洪孤切。音胡。尊彝の類なり。瓦器なり。此項の壺字と壺の字とを見誤る。壺の字のつぼと誤る。磁瓶の類に壺の字にともきつて壺をむつぼと誤る。大なる謬なり。壺をかきと誤り。按壺古文化。四楷書化。壺為正。壺古文化。篆化。壺楷化。壺為正。同。壺壺乃二字を我邦の人のにゆべ。異邦の人と皆錯誤。下壺と人の名をすべて下壺とす。礼部韻畧にも壺字のほに下壺と人の名あり。此等如漢の壺字に壺と誤る。

テグス

更を釣る糸にテグスと云ふ。蕃國より來り。薩摩の人の話に、今ほそを薩摩の國より此物と制に山中に一種の蟲ありて自然蠶の如くに口より糸を吐て、これをとてちりて瓢の如き者をとむ。其長し硬き糸あり。又糸を吐し、其時を考へて、此の糸を釘を挟きて引出るとテグスと云ふ。此も船載の物に比ぶれど、其色赤く、若くは、其蟲の名を知らず。ついき、彙苑詳註にも、廣西南陵府横州、其地楓始生、葉有蟲食之、蟲形似蠶而赤黑、四月間熟、則人擘取其絲、光明如琴絃、海濱蛋人醫之、化釣絲、是適于用。又正字通樟字のほに、樟蟲を醋に入糸を成す。其腹中の筋を引けば、長さ

大餘あり。閩人用之。綠蒲扇を佐る。名を蠶絲と云。亦魚を釣座
し。さうばは薩摩の何る蟲乃名は樟蟲と云。又絲を蠶絲と
云。さうばのふり。

色衣

富家語抄に。法中色衣と云。香色も其中にあると云ふ。色
衣と云は。あじきと云。紅のゆき乃。きんぎょと云。何れも皆
も衣と云ふ。

入梅 出梅

皇國俗間通用の假字曆と云。入梅と云ふ。記されたる
も。出梅と云ふ。見えて。四時纂要に。閩人立夏の後

庚に逢を以て入梅と云。芒種の後壬に逢を以て出梅と云。
見ゆ。さうば立夏の節乃後のかきえ乃日をつゆの入り。芒種
の節の後。はのえ日をつゆのめりと云ふ。

穂うけ

元祿十年まで其曆は。七月に穂うけと云ふ。載られたる。
十年以後の曆も。此日を省かれり。何れ亦いをたふ。此をうけと
云。田圃乃初穂をぬき。神に供するの日なり。今七月十五日に
は。先祖を祀るに。早稲の穂を供する。此をうけのま。佛家
の精霊會と云。今。このま。又寶曆甲戌元曆より。母倉
天恩月徳と云。三个の日を記す。是れ。時代によりて増減す。

くを新しきのみ。

ちん さくふ くと

歐陽修花品序洛陽人稱花曰某花某花稱牡丹則直曰
花云云此皇國の人のよみづの志を呼ぶ何れを何のむといひて
しむるさくふのさくふにむとくさくふのゆきさくふはく
くさくふさくふも鳥丸光廣卿入百椿圖序に凡そ日本に花と
して櫻はふんそ此す中頃のゆき昔て梅をぞりたる
けり何れ王仁が詠のふにさくふゆきとすさく梅を
くみたるは歌ふもいふくも物ゆのさくはりゆくかやのゆ
かともなる

天幹 地枝

天幹と十母と地枝と十二子とをふる。史記の律書に見ゆ。又世俗の干支の
二字とエトと訓む。又甲子庚申などあるもたに干と訓む。昔に干支と
兄弟の訓あり。甲丙戊庚壬を兄あり。乙丁巳辛癸を弟なり。甲乙木の兄乙木の弟
丙丁火の兄丁火の弟といふ義なり。さくば十干とエトと云ふ。又十二支のこを
酉の字といふ。さくば十支と云ふ。ひまを訓てよめる。

豹灰雷皮人灰雷名

皇國武門の語に虎を死し皮をすめ人と死し名を雷か
くはれ。古戦記録等にも見ゆ。五代史を閲む
王彦章の語に豹灰雷皮人灰雷名と有り。此和漢同意同
語ありしゆ。又五代史の語を引けるにや。又五代史より

古に於ては此の河にしるすを知らず

名を實のちみず 陸扶桑考 音木考

夫名もこの實なり。まごに名乃河ある。つるをのちくく屋
らん。名あ梨をあれす。正だしくやふんやをも吾皇國乃
名は此國史或も四民の口碑ふのこする。又も外蕃の史傳に記
しつるをもくくなる。魚はりのに野人のさつるまに

豊葦原千五百垧一作 止瑞穂國

豊洲津洲 浦安國

玉檣内國 磯輪上秀真國

細矛千足國 朝月月直刺國

夕日日燬國

神在隨夷舉不為國

日高見國

日出處國

虚空見日本國

大日本國 杜氏通典。倭一名日本在日邊故以稱之

劉昫舊唐書。日本者倭國之別種也。以其國在日邊故

以日本為名。唐書東夷傳。咸亨元年遣使賀平高麗

後稍習夏音。惡倭名。更號日本。唐張守節史記五帝

紀正義及夏本紀正義俱云。武皇后改倭曰日本國。

雲笈七籤。軒轅本紀。神獸出日本國。東國通鑑。孰羅

文武王十季。八月。倭國更號日本。自言近日所出以為

名揚文公談苑日本國奉神道圖書集成且夫日
者大陽止精也東溟初浴日本始明

蜻蜓國 名山藏王亭紀曰日本古倭國在東海中其地
東高西下勢如蜻蜓古亦曰蜻蜓國

吾木國 山海經 文苑英華朝衡御命使本國詩御命
將辭國非才忝待臣天中戀明主海外憶慈親伏奏違

金闕駢駢本玉津蓬萊鄉路遼吾木故園鄰西望懷恩
日東歸感義辰平生一寶劍畱贈結交人朝衡八阿部仲麻呂
唐三テノ名ナリ

扶桑國 淮南子十洲記神異經山海經杜氏通典鼠璞
南史等に見ゆ 文苑英華方干送僧歸日本詩四極

雖云共二儀晦明前後即難知西方尚在星辰下東域
已過寅非此大海浪中分國界扶桑樹底是天涯滿帆
昔有歸風便到岸猶須隔歲期

黑齒國 呂氏晉炆黑齒北國註東方其人黑齒因曰齒
黑北國 山海經後漢書東夷傳南史梁書杜氏通典
淮南子等に見ゆ

君子國 山海經に見ゆ或人曰山海經に繩多君子國
と我を繩多るふとあり別には不有に如るを也此は異邦
の事我國を指す君子國と繩多るは海東國日本爲
唐王維送秘書量監還日本國詩序曰海東國日本爲

大服聖人止詔。有君子止風。云 龜夷化 晁朝 同音通用 蓋 龜監 即我 阿部 仲麻呂 也
 續日本紀。文武天皇慶雲元年。殊七月甲申朔。正四位
 下粟田朝臣真人。自唐國至。初至唐地。有人來問曰。何
 處使人。答曰。日本國使。我使反問曰。此是何州界。答曰
 是大周。楚州鹽城界也。更問。先是。大唐今稱。大周國號
 緣何改稱。答曰。永諱二季。天皇太帝崩。皇太后登位。稱
 號聖神皇帝。國號大周。問答畧了。唐人謂吾使曰。亟聞
 海東有大倭國。謂之君子國。人民豐樂。禮義敦行。今看
 使人儀容大淨。豈不信乎。語畢而去。何。
 禮義國 唐玄宗勅日本國王書云。日本國王主明樂美

御意。彼禮義之國。神靈所扶。云 云 見張九齡集及文苑英華
 日域 文選。鮑明遠。舜鶴賦。匝日域以回鶻。
 耶馬臺國 出魏志。或作大養意國。又作耶摩堆。
 如氏國 倭奴國
 倭國 和國
こはみはと尚敷撞乃稱號とぞん。此より粟梗のこは申はと
 吾木扶桑あびるゆゑ。先輩もこぞ乃議論らるべし。
 菟生氏がなるとし。上總もカツサ。下總もシモツサなり。安房
 もツサとくさ。と申也。古乃扶桑國なる海。下野國もクロハ子
 不不河。出羽も羽ノ口の山あり。古は黒齒國なる也。何れ

よむは僻説なり。平維孝は左祖して。又臆後を附会し
て扶桑唐音とフサニフサと書し。又大木阿多を日を覆ひ
朝と爲の可くく夕と爲の暗し。又木海に倒りたるに上扶桑下
扶桑の名も。又木のゆゑに日本に見えて。總の和訓フサ房の和訓
もフサあり。ゆゑに扶桑は源清則が古語拾遺を引く
上總下總の國名乃を致さず。ゆゑに蓋し。又吉木扶
桑の更と吾浪速坤陵の隱士逸叟老師乃考一定を致さるるを。
墨浦乃義端師乃筆記等の文も。ゆゑに千載の聚訟を休
む。おにこ扶を左にせん。

扶桑考

古人有言曰山中不信有象大如木海上不信有木大如
象蓋土俗然也何唯土俗然也乎哉以今跡古均也河漢
徑庭哉苟微其徵則其能信焉者幾希矣吾扶桑異方
止人多言也而今人不復見其樹吾文獻亦不到于彼則
或爲吾國不足徵遂至曰吾國此外別有扶桑國也非翅
彼人雖吾國人而暗吾文獻未詳其實則於彼言亦徒以
志怪者或以扶桑在無何有之鄉与所謂大椿均視而爲
寓言也豈不深可歎哉蓋吾國上世徃徃有大樹其種非
一異方止人總呼爲扶桑其可徵者三其一在筑後乃稭
諸國史曰人皇第十三主景行天皇十八季春三月西

或既平。天皇將還京。越焯七月辛卯朔甲午。到筑紫後國御木。或作今三毛郡。駐蹕於高田行宮。有大木長九百七十丈。橫臥而爲橋。通百官往來。國人乃作御木長橋歌。天皇乃名國人。問之。有老翁奏曰。臣聞上古有歷木。長不知幾千丈。朝日升則樹影障杵。島山夕日下則枝陰覆阿蘇嶽。今也則倒。國人稱爲御木。又以名地也。天皇曰。是神木也。而在斯國。則空通命斯國爲御木也。按歷木。櫟也。櫟有大葉者。乃合山海經所謂其葉如芥。亦可以徵也。祇歷季。弥遐其朽。餘掃地。片塵亦不可復得也。其一在淡海。宇治亞相隆國卿曰。淡海栗本郡。上古有大柈。其圍五百

尋其柱。不知幾千丈也。其蔭朝覆丹波。夕乃伊勢。其乃遠者。且如斯。矧乃其近者。滋賀栗本甲賀三郡。陽氣弗屆。不穀不登。下民其咨。乃奏帝命。掃守宿稱。伐之。予天明甲辰。之焯。挂錫于栗本郡。聞之。土人郡中。闕地一仞餘。下皆埋葉。深可二三尺。蓋是古之大柈葉也。又按比睿山。古作日枝。下學集曰。朝日出於此山。而升其枝。故名焉。蓋大柈在。山東日出山上。則先拂于彼。乃合淮南子所謂拂于扶桑。登于扶桑。之說。亦可以徵也。其一在伊豫。風土記曰。上古有二大樹。一曰椋木。一曰臣木。按椋。爾雅釋爲來。唐本草註曰。葉似柿。兩葉相當。子細圓如牛李子。今世呼沙榆。

爲椽其葉可以磨物形如桑乃合十州記所言不知古所
稱亦狀乎臣木蓋取諸生其術爲之臣以扶佐之亦合山
海經所謂扶木之名乃亦可以徵也此等諸樹高聳碧落
其枝葉皆垂天也雲異方人寅賓出日則隔海先見也於
東故東字从日在木中或以此測景推晷曰日拂于枝是
謂晨明登樹始將行是謂暉明也夫其名上古單曰扶木
或呼爲桑木又以及音書或書作杏木於是有所誤認爲別
在東木西者又合爲桑字乃爲桑椹也桑有曰仙人食其
椹而舉體化金色者亦附會之說耳至其雙稱爲扶桑又
曰同根偶生更相依倚是以名焉嗚呼妄也甚非啻宰我

也說社也夫成夏猶不說況不知而可說乎但至其呼名
固實之實也則呼之扶木也而謂之扶木呼之杏木也而
謂之杏木呼之扶桑也而謂之扶桑亦唯其所呼也其於
名國亦然唯其可徵者象曰在木中以制東字測景推晷
而爲晨明咄明也稱皆吾上古諸木焉依者昭昭也而吾
國從彼而稱扶桑者專在伊豫也兩樹故日向古風土記
曰景行天皇東望曰是國也東直向扶桑蓋伊豫在日向
正東則其指伊豫爲扶桑者可知矣且其國有溫泉山海
經溫泉谷一名湯谷者蓋此也山海經又云湯谷上有扶
桑十日所浴據萬葉詠爲千五百枝吾國又有千五百枝

此稱則其枝葉惟繇閩窮漏初旭望也如十日也出故云
焉耳至其書夫淮南子曰堯令羿射十日中其九日寓言
妄說何以信邪其最可信者方今大洲山海數里之間有
大朽木化為石者國人自古稱以為扶桑予謂大洲之洲
古必作樹今作洲者所謂萬葉通音亦筑後御木今作三
毛之類也大洲距溫泉數十里逾而入海者山海經所謂
柱三百里者亦必不安者而在泥沙之間者其質全朽
木而重如石亦既化者也其在海波之中者間帶木皮其
質如炭磨之美澤可鑑也惟其如是是以人或疑之予亦
未全釋然矣予今茲殊遊湖東也宿於津驛驛屬栗本郡

因問館主以大杵之跡則曰公驛東可里有山岩嶙數里
曰灰塚山即是古焚彼樹焚之其灰積為山故名焉於是
乎我息古實獲心孟子有言當堯之世天下猶未乎州木
暢茂又穀不登舜使益掌火益烈山澤而焚之蓋我國鳩
荒之世亦朕乃有古聖賢王烈火而焚之亦猶益不則其
大如彼而豈能芥斤刀鋸之所及乎哉是其餘燼之所化
又奚疑焉好古之君子得也須十裏而珍焉先是伊豫僧
明月者嘗作傳詳之但以筑後御木為伊豫扶桑既已涉
牽強且其言亦多杜撰適足以惑世誣人也因愛考山海
淮南諸書及國史諸記為之記庶幾俾吾扶桑昭昭亦猶

日止曠而已矣。

天明丙午冬

大扶桑國攝津

坤陵 諦願逸叟 艸創
墨浦 靈松義端 討論

輝星按に佐々木家の記ふ天文十季辛丑六月二日今日
武佐より言上に此乃三町尺或一丈下に木の葉枝乃朽
まると掘出灰希者の支ありとて數箇所掘返し
見るに皆同トサ物も献せり。黒く朽くる木の葉の
塊たりあり屋形佐々木義賢希代のるをありとて國の舊
き日記を又玉ふに其記ふ云く。

景行六十季十月帝甚有惱支依止諸天祚病惱終无

其驗是一覺云有占者命彼一覺曰當國當東輝星按二景行天

皇五十八年昔二月二大和國纏向日代宮ヨリ有大木此

近江國志賀高野穗宮遷都アル故當東ト云木甚帝有敵早此木被退治者帝病惱令平治云云依

止此木代每夜代所木如本成終无盡狀而彼覺名而

問代所木屑每日燒之果盡云我者彼木敵對葛數年

爭威久其志帝差向云即毗如搔消无彼如言行燒木

屑及每日終七十余日彼木倒此木枝葉九里四步盛

木太數百丈依止帝病惱平治即彼木有郡號栗本郡

栗木實不實云云屋形は記を又玉ひてさる古昔に

其ハ謂ハレあるハ予カ比カのメし。さらば栗本郡に限ル。野須
蒲生阪田の郡カも有べしと云。堀ラセ玉ふに。何レの
郡にもあり。國人ニ水ヲスクモト號ケテ令カテ
も農業カ乃暇ハハあまを堀テ用申ト云云。
ハ記文ニテ觀ルハ。近江の國カ扶桑木ハ栗の木ナリ予
ゆらりあり。栗の木乃果實ノと云。樹乃ありとし
西ヲ栗本郡ト云カ。一カあり徵有リ。且ツ扶桑考
文中ニ。宇治亞相隆國卿の語トいハ。これハ治拾遺
物語ノ後あり。大柞乃木ト云ハ。栗ノ木ノ轉訛也ナリ
なり。彼邦乃制字者日の扶桑木乃下ニ在ル。小象ト云

杏ノ字ヲ制シ。日ノ扶桑木乃中ニ在ル。に多りテ東ノ字
を制シ。日乃扶桑木ノ上ニ在ル。小象リ。果乃字ヲ
制セ。一カあり。

又按唐詩品彙徐嶷送日本國使歸詩云。絕國將无外。
扶桑更有東。來朝逢聖日。歸去及秋風。夜泛潮迴際。晨
征莽蒼中。鯨波騰水府。蜃氣壯仙宮。天眷何期遠。王
久已同。相望杏不見。離恨托飛鴻。又劉長卿同崔載
華贈日本聘使詩云。憐君異域朝周宮。積水連天何處
通。遙指來從初。白外始知更有扶桑東。萬首唐詩。又
韋莊送日本僧歸詩云。扶桑已在渺茫中。家在扶桑東

又東此公与師誰并到一船明月一船風唐詩類苑僧名敬童
以數語を叙れは彼邦に扶桑木とさし書るものは
考はら四國九國の間小井しるを證及ぶきあり。

錢乃價ひのちかじく

泰漫恬が書隱叢説に云。錢價低昂乃隨俗情余幼時白
金一錢銅錢一百文後漸至九十四文九十九文八十四文
八十文七十四文不等甚而至於七十文矣朕自古不足
陌者亦甚多有以九十爲陌者有以八十五者有以八十
者有以七十七者有以七十者有以六十者有以五十六
者有以五十四者有以四十八者有以四十者至有以三

十五者以三十三者以三十者以二十者總因時勢使然
碧里雜存曰自國初至弘治以來皆行好錢每白金一分
準銅錢七枚視此則七十文猶不足爲異矣又王連肱が
明菴瑣語小云明朝制錢有京省之異京錢曰黃錢每文
約重一錢六分七十文值銀一錢外省錢曰皮錢每文約
重一錢百文值銀一錢自崇禎六七季後其價漸輕亡國
此京錢百文值銀五分皮錢百文值銀四分甚至崇禎通
寶民間絕不行使本朝順治四五季間崇禎錢百文止值
銀一分每錢重一觔值銀二分五厘と云
按に我邦上世のるは姑く闕了。近く後小松天皇乃

應永季中に永樂錢を數方貫積載した。昨の船が
 相構國三崎の浦に漂著せしるあり。これより關
 東の國々にはきつら永樂錢を用ひしが北條氏國系
 を領せられたるより一永樂錢のみを用ひて他錢
 をば用ひざらんばと禁ぜしより。他錢は皆棄てしめて
 關東は永樂のみを用ひしなり。あふ他錢をば銚とも
 京錢とも上方錢とも名づけてこれといやしめたり。
 他錢と云ふ。銚といふも永樂
 小ありさる異國錢の事あり。 かに永樂錢一文をば銚錢の
 四五文六七文ありも交易甚しき時は十五文に七
 五あり。あふは永樂銚錢の差別。天文十九季より

慶長十一季まづ凡そ五十年の間民間に争ひ止
 時あり騒動劇しかりし。かに慶長十年十二月より
 永錢を廢し禁じて銚錢はあり通用せよと仰渡され
 たり。永銚の争ひは止りて。同根小用ひたり。又
 正徳乃頃までは金子一兩に島自四貫文の通用たり
 と見申。其後文金銀のかはりなり。銅錢一貫文を
 銀子二十文に換ふるなり。近頃しては八文に換り
 ぬ。三十文にては百文に銀三文の換りあり。八文
 に換はる文が銀八分あり。且つはあつ時の
 一貫文の中みもかの一文にて十五文ありし。

永樂錢も大なりて有るなり。さらば異邦も日本も俗情の
向ひ背く時力勢方いと伺はるるなり。経済の君子心を
用ひざるにあらざらんや。

永樂錢知行

古老の説に。永樂知行のするは畿内近國は百貫を千石小
充るなり。又遠國しては百貫を八百石より五百石まで小
當るなり。畿内近國其外運送の容易処と遠國僻
郷運送艱難乃処とは。米穀の價じ方に不同有るなり。一
律には云がたきるる有。陸奥などは昔は十貫を以て
百石小充るなり。今世は五貫を百石にあはると云ふなり。

又云古は金一枚を永樂十貫に充て。永樂一貫を米一石
にあはるなり。これ銀は六十目小あまるとあり。又千石千貫
と云俗の誘も皆永樂秘法なり。亦今の錢はは
四倍あるが。既米梗なりと。

按に永樂と銚錢との争ひ甚しあり。其時小は、寧ろ
取小よりては。永樂一歩を銚錢の十五文十五文まで
はも大なりといふなり。古に小あり。又煉山色樹が言野
山にて成就院と云寺に。伊達中納言卿の時あり。十二貫の
地を寄進せられしをすて。赤とらに尋ねし。小
十二貫の米高凡そ九十九石。四ツ物ある小なり。

二百四十石小當りとあり。ヤムは五貫を百石に充てり
あり。又永祿の頃は三河乃國あどは百石百貫もあり
—ロミカ母のくふのトキにん—はいろや三河國住人鈴木八右衛門と云者千貫の地を
お領はいろせしが千石小あつと云者ふかミヤケ深溝家日記に見ゆ
さらば百石五貫に當りも有り。百石百貫文の所も
ありてハナレ甚不同者あてあるは一概あては尙か書きこと
あつじや。

